

第5章 推進体制と進行管理

1. 推進体制

本計画は、「市民」、「事業者」、「市」がそれぞれの役割を果たすとともに、お互いが連携しあうことで推進していきます。

(1) 市民・事業者・市（行政）の役割

市民の役割

- 市民は、日常生活に必要な家電製品等を購入する際は、温室効果ガスの排出量が少なくなるような製品等を選択するよう努めます。
- 市民は、その製品等を使用する際は、温室効果ガスの排出量が少なくなるような方法で使用するよう努めます。
- 市民は、他の主体が行う温室効果ガスの排出を抑制する取り組みに対して積極的に参加するよう努めます。

事業者の役割

- 事業者は、事業活動に必要な設備を導入・更新する際は、温室効果ガスの排出の少ない設備を選択するよう努めます。
- 事業者は、その設備を使用する際は、温室効果ガスの排出量が少なくなるような方法で運用するよう努めます。
- 事業者は、市民等が日常生活に利用する製品等を製造または輸入、販売、提供する際は、その利用に伴う温室効果ガスの排出量が少ないものの製造等を行うよう努めます。
- 事業者は、その製造品等に伴う温室効果ガスの排出に関する適切で正確な情報の提供を行うよう努めます。
- 事業者は、他の主体が行う温室効果ガスの排出を抑制する取り組みに対して連携して実施するよう努めます。

行政の役割

- 行政は、市域における温室効果ガスの排出の抑制のための本計画の施策を推進します。
- 行政は、自らの事業活動に伴う温室効果ガスの排出を抑制し、吸収源に対する保全や強化の取り組みを実施します。
- 行政は、市民、事業者の取り組みの促進を図るため、施策の推進に関する情報の提供やその他の取り組みを実施します。

(2) 市民・事業者との協働

本計画の推進にあたっては、「宝塚市環境衛生推進協議会」、「環境都市宝塚推進市民会議」、「各種団体」、「市民」などと連携を図りながら、参画と協働の機能が発揮できる体制づくりを行います。

(3) 庁内体制

施策の推進にあたっては、庁内の横断的な組織である「環境推進調整会議」が中心となって推進します。

環境担当部局が中心となって、関係部局と相互に連絡を取りながら推進します。

また、環境形成に係る環境負荷の低減や環境共生について、関係部局と連携を取りながら、新たな視点からの調査、技術、経営の研究を行います。

